

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等 (平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、法という。）第 20 条及び同法施行規則第 3 条の規定に基づき、県内における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等について公表します。

なお、虐待の通報・届出は、法により、市町村に対して行われることになっており、虐待の判断も主として市町村が行うこととされています。

1 相談・通報件数 12 件（平成 28 年度 22 件、27 年度 23 件）

2 相談・通報者内訳

本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	相談支援専門員	施設職員	施設利用者	その他	合計
7 件	1 件	0 件	0 件	2 件	0 件	2 件	12 件
58.3%	8.3%	0%	0%	16.7%	0%	16.7%	—

※構成割合（％）は、相談・通報件数 12 件に対するもの。

3 虐待と判断された事例 1 件（平成 28 年度 2 件、27 年度 3 件）

① 施設・事業所の種別内訳

就労継続支援 B 型 1 件

② 虐待の種別・類型内訳（1 件につき複数の障害者有）

身体的虐待 1 件、心理的虐待 1 件

4 被虐待障害者の状況

① 被虐待障害者の性別及び年齢層（1 件につき複数の障害者有）

被虐待障害者の性別 男性 1 人、女性 1 人

被虐待者の年齢層 30 代 2 人

② 被虐待障害者の障害種別

知的障害 2 人

③ 被虐待者の障害支援区分

区分2	区分なし
1人	1人

※障害支援区分：障害の状態等に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、数値が大きいほど必要とされる支援の度合いが高い。

5 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

① 虐待者の年代及び性別

50代、男性 1人

② 障害者福祉施設従事者等の職種

サービス管理責任者 1人

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置

- 1 虐待があった障害者福祉施設に対する市町村及び県による指導
- 2 虐待があった障害者福祉施設に対する市町村による改善計画の提出依頼

(参考資料)

障害者虐待防止法第20条（公表）

都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

障害者虐待防止法施行規則第3条（厚生労働省令で定める事項）

- ①障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- ②障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

お問い合わせ先

山梨県福祉保健部 障害福祉課
地域生活支援担当

TEL 055-223-1461

FAX 055-223-1485